

2025 年度

事業計画書

自 2025 年 4 月 1 日

至 2026 年 3 月 31 日

一般財団法人日本情報経済社会推進協会

(法人番号 1010405009403)

2025 年度事業計画概要	1
1 プライバシーマーク制度の運用	3
(1) インシデント再発防止策の運用徹底	3
(2) 制度運用の基盤強化、効率化、デジタル化.....	3
(3) 普及促進活動の拡充	3
(4) 地方公共団体への取り組み.....	4
2 認定個人情報保護団体の活動	4
3 デジタルトラストの推進	4
(1) 電子署名及び認証業務に関する法律に基づく指定調査機関業務等	4
(2) JIPDEC トラステッド・サービス登録	4
(3) 標準企業コード等の登録管理	5
4 セキュリティマネジメントの推進	5
5 次世代情報の利活用に関する調査研究	6
(1) 準天頂衛星システムの利用促進に関する調査研究	6
(2) ブロックチェーンに関する国際標準化支援.....	6
(3) メタバースに関する調査研究	6
(4) 産業データ連携基盤の実証実験環境整備に関する調査研究.....	7
(5) 特定個人情報保護評価等自治体や民間企業の個人情報保護に関する取り組みに関する調査 研究	7
(6) デジタルガバナンスに関する調査研究.....	7
6 協会広報を通じた認知度向上	8

2025 年度事業計画概要

2024 年度は、AI 等最新の技術が急速に社会に浸透し、大量のデータが取り扱われたことに伴い、それらのデータの安全性とプライバシー保護が重要な課題となっている。政府においても 2024 年 6 月 21 日に「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が閣議決定され、デジタル化自体を目的とせず課題解決や利便性の向上を第一にデジタル化を進める、いわゆる使えるデジタル化を推進している。このような中、安全・確実かつ迅速に正しい情報を流通させる重要性はさらに増している。

しかしながら、株式会社東京商工リサーチの調査によると、2024 年に上場企業とその子会社が公表した個人情報の漏えい・紛失事故は 189 件(2023 年比 8.0%増)、1,586 万 5,611 人分(同 61.2%減)であり、事故件数は 2021 年から 4 年連続で最多を更新した。当協会においては、2023 年度に個人情報等に関する重大な事故を起こしたことを重く受け止め、信頼回復のための再発防止策に取り組んできた。2024 年度は、委託先(審査員)の管理の強化及びゼロトラスト概念(情報資産にアクセスするものはすべて信用しない)を基としたネットワーク環境を構築し当協会全体のセキュリティ強化を図ると共に、今までの監査に加えて、監査体制の見直しを図り新しく特別監査チームを立上げ、お客様に審査サービスを提供しているプライバシーマーク推進センター、デジタルトラスト評価センター、認定個人情報保護団体事務局を対象とした監査を実施し、当協会全体としての監査体制の強化を図った。

2025 年度は、引き続き当協会全体のセキュリティ強化を図りつつ、働き方の多様化にも柔軟に対応できるクラウドサービスの積極活用により、業務の効率化とオフィスフロアの最適化を図る。また、個人情報の保護、トラスト基盤の整備の分野で一定の実績を積み上げていることを活かし、プライバシーマーク制度の普及を通じて個人情報保護の重要性に関する情報を発信する等、民間の活動をサポートするとともに、デジタル社会を支えるデジタルトラストの推進に取り組む。

- ・ プライバシーマーク制度の運用

急速に社会のデジタル化が進展する中、引き続き付与事業者の利便性や業務の効率化を目指したデジタル化を推進するとともにプライバシーマーク制度の普及に努める。さらに、審査の効率化や審査員の確保等にも計画的に取り組む。また、地方公共団体を対象としたプライバシーマーク制度について検討するなど、制度の改善に取り組む。

- ・ 認定個人情報保護団体の活動

認定個人情報保護団体対象事業者に対して、個人情報に係る事故や苦情相談への対応及び情報提供等を行う。また、アジア太平洋経済協力(APEC)に加え、2024 年 4 月に Global CBPR Forum の越境プライバシールール(CBPR)システムのアカウンタビリティ・エージェント(AA)の認定を受け、双方の CBPR に関する国際的な個人情報保護制度等の動向について把握し、影響等について検討を行い、政府における制度設計等の活動に協力する。

- ・ デジタルトラストの推進

わが国のデジタルトラスト基盤の実現に貢献するため、電子署名及び認証業務に関する法律に基づく指定調査機関業務を適切に実施する。また、電子証明書を発行する認証局、リモート署名サービス、電子契約サービス等を対象とする JIPDEC トラストッド・サービス登録を推進する。

- ・ セキュリティマネジメントの推進

一般社団法人情報マネジメントシステム認定センター(ISMS-AC)との連携の下で、ISMS(情報セキュリティマネジメントシステム) や AIMS(AI マネジメントシステム)などの普及啓発、国際標準化等に取り組む。

- ・ 次世代情報の利活用に関する調査研究

政府の推進する「デジタル社会の実現に向けた重点計画」には、デジタル・ガバメントの強化やデータを利活用した課題解決と競争力強化などの取組方針が掲げられている。当協会はそれらの社会実装に向けて必要となるルール、ガバナンス、標準化に関する国内外の動向等を調査し、産学官を交えた検討を行うとともに産業界における実装を促進し、課題等を取り纏め対外的に発信する。

1 プライバシーマーク制度の運用

プライバシーマーク制度は、個人情報保護の管理体制の構築や運用が適切に行われていると評価された事業者に、その証としてプライバシーマークを付与する制度である。2025 年 1 月末現在、プライバシーマークの付与事業者(以下、「付与事業者」という。)数は 17,750 社と、前年度同期から 124 社増加した。

2023 年 8 月に発覚した審査関連資料の漏えいに関して、当協会は、2024 年度も審査員の審査業務における十分なセキュリティ環境の構築及び全審査員にセキュリティ教育や説明会を実施し、徹底した管理監督を実行してきたが、2025 年度も引き続きセキュリティ対策及び審査員の管理監督を徹底して適切な運営に努める。

また、近年のデジタル化や個人情報保護法改正等を始め急速に社会が変化する中、引き続き計画的に制度等の改善を行っていく。また、審査の効率化や審査員の確保等にも計画的に取り組んでいく。

(1) インシデント再発防止策の運用徹底

当協会は、2023 年度に十分なセキュリティ対策を施した PC を審査員に貸与する等の対策を行い、2024 年度は、最新のセキュリティツールを複数導入し、よりセキュアな環境を構築した。また、貸与 PC の取り扱いの状況の監視・点検・監査を継続するとともに、全審査員へのセキュリティに関する説明会開催等の更なる充実及び実施を図り、審査員の審査業務に対する管理監督を強化した。2025 年度も引き続き不正アクセス等の最新動向を踏まえた情報漏えい対策、審査員のスキル向上等、不断の取り組みを行う。

(2) 制度運用の基盤強化、効率化、デジタル化

付与事業者数が年々増加している中、時代の進化とともに、運営要領の見直しや個人情報保護法の 3 年ごと見直しを踏まえ、審査基準の改訂準備を進める。

また、業務の効率化、デジタル化の一環として、2024 年度は、P マークポータルサイトのリリース(2024 年 5 月)を皮切りに、プライバシーマークの新規申請、更新申請ともにオンラインで行えるシステムを(2024 年 10 月)及び個人情報の漏えい等事故が発生した場合の報告をオンラインで行えるシステムをリリース(2024 年 10 月)した。2025 年度は、上記システムを安定稼働させるとともに、事業者の利便性の向上等を目指し、申請料・審査料・付与登録料の請求書をデジタル化し、事業者自身が P マークポータルサイトからダウンロードする機能を 2025 年 4 月にリリースするとともに、指定審査機関についても、当協会と同様のオンライン申請等が行えるよう検討を進めることによりシステム構築に着手して事業者のニーズに応えていく。

(3) 普及促進活動の拡充

プライバシーマーク制度の更なる認知度向上を目指し、個人情報保護の重要性や制度に関する情報を発信していく。2025 年度は、Web 広告出稿、タイアップ記事、動画作成等の取り組みを継続し、認知度、満足度向上を図る。

プライバシーマークの新規取得を検討している事業者に対しては、個人情報保護マネジメントシステム(PMS)の構築を支援するため、定期的なオンラインセミナーの開催と動画配信、及び PMS 構築に関する相談の受付窓口を提供する。特に要配慮個人情報など機微な情報を取り扱う健康保険組合・介護事業者等へ積極的にアプローチするほか、中小企業が個人情報の取り扱いに関し、主に

相談先としている社会保険労務士・税理士等の業界へアプローチすることにより新規取得事業者の獲得に注力する。

また、付与事業者に対しては、社内教育用資料、最新事例、関係法令等の情報提供のほか、更新申請作業支援としてプライバシーマーク新任担当者向けセミナーの動画配信など、負荷軽減による更新意欲向上等のための支援を行う。

(4) 地方公共団体への取り組み

地方公共団体は大量の個人情報日々取り扱っており、個人情報の管理、運用は極めて重要である。しかしながら、報道等を見ると、地方公共団体における個人情報の漏えい等は後を絶たない。当協会は、民間事業者を対象としているプライバシーマーク制度の知見を活かし、地方公共団体が構築する PMS が一定の水準を満たすかどうかの点検又は審査を行うサービス(地方公共団体を対象としたプライバシーマーク制度)構築について、地方公共団体の協力を得つつ検討を進める。

2 認定個人情報保護団体の活動

認定個人情報保護団体の対象事業者(2025 年 1 月末日現在 10,592 社)における個人情報に係る事故や苦情相談への対応、情報提供等を通じて認定個人情報保護団体の適切な運営を引き続き行う。

その他、個人情報の適正な取り扱いや個人データの様々な利活用と保護の両立を目指す対象事業者への協力・支援等を行うため、事業者相談や有識者検討会を実施する。

また、2016 年 1 月にアジア太平洋経済協力(APEC)の越境プライバシールール(CBPR)システムのアカウンタビリティ・エージェント(AA)の認定を受け、同年 6 月より開始した CBPR システム認証事業を開始しているが、これを引き続き推進すると共に、APEC の関連会議等に出席し連携を深め、国際的な協調に配慮する。認証業務の実施にあたっては、2024 年 4 月に APEC に加え、Global CBPR Forum の CBPR システムの AA の認定を受け、正式な運用への移行に向けて、双方の CBPR に関する国際的な個人情報保護制度等の動向について把握し、影響等について検討を行い、政府における制度設計等の活動に協力する。

3 デジタルトラストの推進

(1) 電子署名及び認証業務に関する法律に基づく指定調査機関業務等

電子署名及び認証業務に関する法律に基づく指定調査機関として、電子署名に係る電子証明書を発行する特定認証業務の実地調査を行うとともに、デジタル庁からの委託を受けて、電子署名に関する問い合わせ対応等を行う。

(2) JIPDEC トラステッド・サービス登録

電子署名や e シールに係る電子証明書を発行する認証局及び電子証明書の利用者の本人確認を行う機能を外部化した電子証明書取扱業務、リモート署名事業者が署名者の秘密鍵を保管し、署名者の指示に基づき当該秘密鍵で電子署名や e シールを実現するリモート署名サービス並びに電子文書を用いて締結される契約等を支援する電子契約サービス等審査・登録する事業である JIPDEC トラステッド・サービス登録を推進する。

2025 年 1 月末日時点において、JIPDEC トラステッド・サービス登録の対象となっている登録

件数は、認証局が 5 件、電子証明書取扱業務が 54 件、リモート署名サービスが 1 件であった。

2025 年度は、認証局については既存 5 件を維持するとともに、電子証明書取扱業務については、新規案件を登録し 56 件を目指す。加えて、2024 年 12 月に公開した登録基準に基づき、電子契約サービスの第 1 号案件を登録する。

また、近年、ブロックチェーンなどの技術を用いて個人が自身の ID を自分でコントロール(年齢、性別、資格等の属性の選択的な提示を含む)できる分散型 ID(DID : Decentralized Identity)への期待が高まっていることを踏まえ、その実装手段の一つである Verifiable Credentials(VCs)¹等を活用した、デジタル環境で信頼できる証明書を発行する属性証明サービスの登録基準の作成に取り組む。

(3) 標準企業コード等の登録管理

1989 年から EDI(電子データ交換)に利用される標準企業コードの登録・管理を実施しており、2025 年 1 月末日時点で、36,509 件が登録されている。また、1990 年から OSI(開放型システム間相互接続)に利用される OSI オブジェクト識別子の登録・管理を実施しており、2025 年 1 月末日時点で、142 社が登録されている。2025 年度も、関係団体と協力して、標準企業コード及び OSI オブジェクト識別子の一層の登録件数の増加を図る。

4 セキュリティマネジメントの推進

2002 年度から本格運用を開始した ISMS 適合性評価制度は、2024 年 12 月に認証件数が 8,000 件を突破するなど、組織の情報セキュリティに係るマネジメントの体制を評価する制度として、社会にほぼ定着しつつあり、更なる伸びが期待されている。また、近年の急速な AI(人工知能)の普及に伴い、2023 年 12 月に ISO/IEC 42001:2023 情報技術—人工知能—マネジメントシステムが発行されたことで、同規格を認証基準とする AI に関する新たな適合性評価制度への期待が高まっている。

上記の背景の下、ISMS 適合性評価制度等の認定事業を実施する一般社団法人情報マネジメントシステム認定センター(ISMS-AC)と連携し、ISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)、AIMS(AI マネジメントシステム)などの情報マネジメントシステムの普及啓発を推進する。具体的には、ISMS/ITSMS 適合性評価制度に関しては、Web サイトやユーザズガイド等の普及コンテンツの改訂や普及セミナーの企画・実施を行う。加えて、AIMS 適合性評価制度の普及のためのコンテンツの作成、セミナーの企画・運営等を行う。

また、情報セキュリティ、サイバーセキュリティ及びプライバシー保護の国際標準化を行う ISO/IEC JTC 1/SC 27 の各種の活動及びそれらの国内委員会の主査及び幹事の業務を引き続き担う。中でも、ISMS 認証機関に対する認定基準である ISO/IEC 27006 等の改訂に参画し、情報セキュリティ、デジタルアイデンティティ、プライバシー情報保護等に係る適合性評価制度の健全な発展に貢献する。また、ISO/IEC 27701 の改訂に伴う ISMS-PIMS 認証の仕組みの変更についても検討する。

¹ World Wide Web Consortium(W3C)が推奨する、デジタル資格情報に関する標準技術仕様。例えば、個人の卒業証明、資格、職歴等や、事業所の名称、所在地等の証明に用いられる。

5 次世代情報の利活用に関する調査研究

政府は「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(2024年6月21日閣議決定)に基づき、デジタル共通基盤構築の強化・加速、精度・業務・システムの三位一体での取り組み、デジタル行財政改革、デジタル・ガバメントの強化、デジタル化に関わる産業全体のモダン化、データを活用した課題解決と競争力強化、セキュリティ、最先端技術における取組等を推進している。当協会は、その社会実装に向けて必要となるルール、ガバナンス、標準化に関する国内外の動向等を調査し、産学官を交えた検討を取りまとめ、その取りまとめ結果の社会実装を促進するために、対外的に発信を行う。なお、推進にあたり、関連する政府施策等が存在する場合には、積極的に取り組む。

(1) 準天頂衛星システムの利用促進に関する調査研究

日本は準天頂衛星システム(愛称:みちびき)の整備を推進しており、2025年2月2日にみちびき6号機が打上げられ、2025年度中に7機体制を実現し、今後11機体制に拡大する予定になっている。準天頂衛星システムは、経済安全保障の観点でも重要な測位基盤であるとともに、サービス利用による市場拡大も求められている。当協会では2018年度から準天頂衛星システムのアーリーアダプター(早期導入者)として利用する事業者を発掘し、新たなユースケースとして政府等の取り組みに引き継げるようコーディネートを推進した経緯から、みちびきを活用した製品・サービスの開発を行うスタートアップ企業などに対して、Innovation Leaders Summitなどのマッチングイベントを活用した事業者支援に取り組んでおり、2025年度も本事業を継続する。なお、本事業推進にあたり、民間企業との協業(受託事業を含む)にも積極的に取り組む。

(2) ブロックチェーンに関する国際標準化支援

当協会は2017年度よりISO/TC307の国内審議団体を務めつつ、2023年度・2024年度においては経済産業省・日本規格協会と連携し、横断要素検討会傘下にブロックチェーンの国際標準化を議論する研究会を設置し、産業界とともに国際標準化を進める案件の検討を行った。2023年度、ブロックチェーン上に権利情報を記載する標準化提案が纏まり、2024年度に国際会議に提案したところPWI(予備業務項目:Preliminary Work Item)になったことから、本件の国際提案活動を2025年度も継続して支援する。加えて、2024年度の検討を通して、新たにブロックチェーンを活用した模倣品防止の国際標準化提案の取り纏めが進んだことから、これに関して国際標準化に向けた提案活動の支援を行う。

(3) メタバースに関する調査研究

2024年度、経済産業省・日本規格協会と連携し、分野横断的な標準化の課題を検討するために設置された横断要素検討会傘下に研究会を設置し、産業界・学界・標準化団体等とともに、メタバースにおける国際標準化の全体の動きを俯瞰しつつ、産業界として優先して国際標準化を進めるべき点について検討を行った。その結果、効果測定や用語の統一などの国際標準化提案の案が取りまとめられつつあることから、2025年度は本案件の産業界における国際標準化提案に向けた活動を支援する。また、メタバースには関連する要素や技術が広範に存在するが、その中でも優先的に国

際標準化の検討が必要な事項(アバター²・アイデンティティ³・決済等)について 2025 年度の研究会で議論を進める。

(4) 産業データ連携基盤の実証実験環境整備に関する調査研究

欧州では、利用可能データの拡大や、データ生成者の権利確保を目的とするデータスペースの確立と、様々な分野のデータが連携されるデータの単一市場(a single market for data)創設に向け、産業界側で分野横断的に、その哲学や考え方をまとめる欧州統合データ基盤プロジェクト「GAIA-X(ガイア・エックス)」が各種ドキュメントを積極的に公表している。我が国でもウラノスエコシステムを始め業界を横断してデータ連携を行い、サプライチェーン上の DX 化やデータの利活用を進める動きが活発化している。当協会はデジタル庁から事業を受託している EY ストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社よりデータ利活用の現状と産業データ連携基盤に関する調査研究事業を受託し、2023 年度は鉄鋼業界・流通業界、2024 年度はこれらに加え、生鮮食品業界についても調査研究等を実施した。2025 年度はこれまでの調査研究に基づき、産業データ連携基盤の社会実装に向けた検討と調査研究を産業界と連携して推進し、その実装を支援する。なお、本事業推進にあたり、民間企業との協業(受託事業を含む)にも積極的に取り組む。

(5) 特定個人情報保護評価等自治体や民間企業の個人情報保護に関する取り組みに関する調査研究

当協会では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(いわゆるマイナンバー法)に示された特定個人情報保護評価の実施方法の策定をし、自治体の点検評価を行っている。また、民間の PIA(プライバシー影響評価: Privacy Impact Assessment)推進を支援している。2025 年度も活動を継続する。

(6) デジタルガバナンスに関する調査研究

プライバシーに関わる取り組みをコストと捉えるのではなく、経営戦略の一環として取り入れることで、消費者の信頼を得て、企業価値向上につなげていく考え方である、『プライバシーガバナンス』について、経済産業省・総務省は「プライバシーガバナンスガイドブック」を策定し当協会も協力している。一方で、AI、Web3.0、NFT(代替不可能なトークン: Non-Fungible Token)、メタバースなどの新しい技術やサービスの登場により、企業のプライバシーに対する取り組みの重要性が高まっていることに加え、より広範なデジタルに関するガバナンスのあり方が問われる時代に移行している。このような背景から、2025 年度は国内外の先端技術動向やデジタルガバナンスの実装ケースなどの調査研究を行う。なお、関係する政府施策等が存在する場合には積極的に取り組む。

² アバターとは、デジタル空間におけるユーザーの代理となるキャラクターやアイコンのことである。インターネット上のコミュニケーションやゲーム、仮想現実 (VR) などを使用され、ユーザー自身の存在を象徴し、他のユーザーとの交流を可能にする。

³ アイデンティティとは、自分が自分であること、さらにはそうした自分が、他者や社会から認められているという感覚のことであり、自己同一性と訳されることが多い。

6 協会広報を通じた認知度向上

事業テーマに関する様々な情報発信を通じて個々の役職員や組織が持つ専門性やオーソリティをアピールし、「JIPDEC＝第三者認証制度の運営やデジタル関連施策の支援を行うにふさわしい組織」という信頼感の維持・向上に努める。

また、第三者認証の必要性を示す社会的背景や関連トピックス等を発信し、事業の潜在顧客層のニーズの顕在化を図り、各事業の認知度向上や認証取得/制度活用の社会的機運を高める。